

2008年4月28日

各 位

株式会社みずほフィナンシャルグループ  
新光証券株式会社  
みずほ証券株式会社

## **新光証券・みずほ証券の合併に関するお知らせ**

新光証券株式会社（「新光証券」）とみずほ証券株式会社（「みずほ証券」）は、平成20年3月21日付で、両社間の合併（「本合併」）の効力発生日を平成21年の可能な限り早い時期を目処として延期する旨をお知らせしております。

本日、両社取締役会において、下記2.の事情により現在の合併契約を一旦解除した上で、合併を行なうことについての基本方針及び基本事項をあらためて確認し、「合併基本合意書」を締結することといたしました。新しい「合併基本合意書」におきましては、下記1.の通り延期後の本合併の効力発生日として平成21年5月7日（木曜日）を予定日としておりますので、併せてお知らせ申し上げます。

すでに各種ご対応やお手続きを頂いておりました両社のお客様や株主の皆様にはご迷惑をおかけすることになりますが、平成21年5月7日に安全・確実な合併を実現するべく今後も更に努力してまいりますので、ぜひとも皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 延期後の合併効力発生日について

延期後の本合併の効力発生日につきましては、平成21年1月には、株券電子化の実施も予定されているため、証券保管振替機構等の関係諸機関・ご当局等とも十分に協議し、鋭意検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、株券電子化等への対応を安全・確実に実施するためには、合併効力発生日を平成21年5月7日予定とすることが適切であるとの結論に至りました。

#### 2. 本合併に関する基本方針について

新光証券とみずほ証券は、平成19年3月29日付で合併契約書（「本合併契約」）を締結し、本合併に向けての準備を進めてまいりましたが、本合併契約にかかる両社の株主総会の承認決議から相当の時間を経過していることに鑑

みて、本合併契約を一旦解除した上で、合併を行なうことについての基本方針及び基本事項をあらためて確認し、本日付で「合併基本合意書」（別添参照）を締結することにいたしました。

今後、合併比率等の見直しの協議を行なった上で、再度合併契約書を締結し、両社の株主総会における承認と関係ご当局の認可を取得してまいります。

### 3. 合併効力発生日の延期に伴う対応について

合併のための準備作業につきましては、延期前の合併効力発生日であった平成20年5月7日に向けて順調に進めてまいりましたが、引続き安全・確実な合併が実現できるように万全の準備を続けてまいります。

なお、合併準備作業の進展に伴い、既に両社間では各分野において融合のための準備が相当に進んでいる状況にあります。このため、合併によるシナジー効果を取捨選択する観点から、前倒しで実現することが可能なもの（人材交流を含む）については、両社社長を共同委員長とする合併準備委員会のもとに「合併効果早期実現プロジェクト（仮称）」を設置し、合併前からでも順次実施していくことを検討いたします。

以 上

## 《 合併基本合意書の概要 》

### 1. 合併方式

- ・ 新光証券を吸収合併存続会社とし、みずほ証券を吸収合併消滅会社とする合併

### 2. 合併後の状況

- (1) 商号           みずほ証券株式会社  
                  英文名：Mizuho Securities Co., Ltd
- (2) 本店           千代田区大手町1丁目5番1号（現みずほ証券の本店所在地）
- (3) 上場           東証一部／大証一部／名証一部 への上場を維持
- (4) 代表者       代表取締役会長 草間 高志（現新光証券株式会社 取締役社長）  
                  代表取締役社長 横尾 敬介（現みずほ証券株式会社 取締役社長）

### 3. 合併効力発生日

- ・ 平成21年5月7日を目処とし、新合併契約書の締結時までに協議の上決定

### 4. 合併比率

- ・ 新合併契約書の締結時までに協議の上決定

### 5. 新合併契約に関する手続き

- ・ 今後の状況を踏まえ別途協議する